

福島県職員男女共同参画推進行動計画 [概要版]

1 計画の趣旨

政策立案や意思形成過程へ男女双方の意見を取り入れるべく、女性の参画をさらに進めるとともに、職員全員が「働き方改革」等による仕事と生活の双方の充実を図り、その個性と能力を十分に発揮することで、これまで以上に県の復興・創生に向けた取組を充実・強化していくことができるよう、本計画を改定し、その具体的な取組方針に基づき、取り組んでいくもの。

2 計画の位置付け

- ① 本県（職員向け）の男女共同参画推進にあたっての基本計画
 - ② 次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画
 - ③ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画
- ※②及び③は教育委員会、警察本部職員を除く。

3 計画の期間

令和 8 年度から令和 12 年度（5 年間）

4 主な具体的取組

- ◇ 知事による「イクボス宣言」等を踏まえた職員の意識改革
- ◇ 育児に関する計画書「仕事・子育て両立プラン」等を活用した男性職員の子育てへの理解促進や休暇・休業等を取得しやすい職場環境づくり
- ◇ 福島県職員版「働き方改革基本方針」に基づいた働き方改革の推進

【指標】

項目	目標値	直近の実績値
採用試験の受験者に占める女性の割合	50% [令和 12 年度]	35.0 % [令和 6 年度]
管理職層（特別調整額受給者）に占める女性の割合	15%以上 [令和 12 年度]	15.0% [R7.4.1 現在]
男女別の育児休業取得率	男性：100%（1 週間以上） 女性：100%（6 ヶ月以上） [令和 12 年度]	男性：105.0%（1 週間以上） 女性：100.0% [令和 6 年度]
男性職員の配偶者出産休暇または育児参加のための休暇取得率	100% [令和 12 年度]	100.0% [令和 6 年度]
職員 1 人当たりの年次有給休暇取得日数	12 日 [令和 12 年]	13.0 日 [令和 6 年]
職員 1 人当たりの超過勤務時間（月平均／年間）	月平均：14 時間 （年間：168 時間） [令和 12 年度]	月平均：15.4 時間 （年間：184.8 時間） [令和 6 年度]